

(お知らせ)

建築物に使用されている吹付けアスベストは、経年劣化などにより飛散し、建物利用者の健康被害につながるおそれがあります！
助成事業を活用し、早期に除去等の対策を行いましょう！

令和3年3月29日
京 都 市
都 市 計 画 局
〔担当 建築指導部建築安全推進課〕
〔電話 222-3613〕

「京都市吹付けアスベスト除去等助成事業」の実施について(令和3年度分)

京都市では、建築物に使用された吹付けアスベストによる健康被害を防止するため、吹付けアスベストの有無に関する調査及び吹付けアスベストの除去等工事に対して、補助金を交付する事業(京都市吹付けアスベスト除去等助成事業)を平成19年度から実施しています。

この度、令和3年度の京都市吹付けアスベスト除去等助成事業を下記のとおり実施しますので、お知らせします。

記

1 助成事業の内容

＜対象要件^{※1}及び補助金額＞

	含有調査 ^{※2} に対する補助	除去等工事に対する補助 (除去、封じ込め及び囲い込み)
対象建築物	吹付けアスベスト ^{※3} が使用されているおそれのある建築物	吹付けアスベスト ^{※3} が使用されている建築物
対 象 者	対象建築物の所有者	
補助金の額 ^{※4}	吹付けアスベストの有無を調査する費用の全額 (上限25万円)	吹付けアスベストの除去等工事に要する費用の3分の2の額 (上限100万円)

※1 上記のほかにも補助の要件がありますので、詳しくは建築安全推進課までお問合せください。

※2 含有調査は、「建築物石綿含有建材調査者」が実施する必要があります。

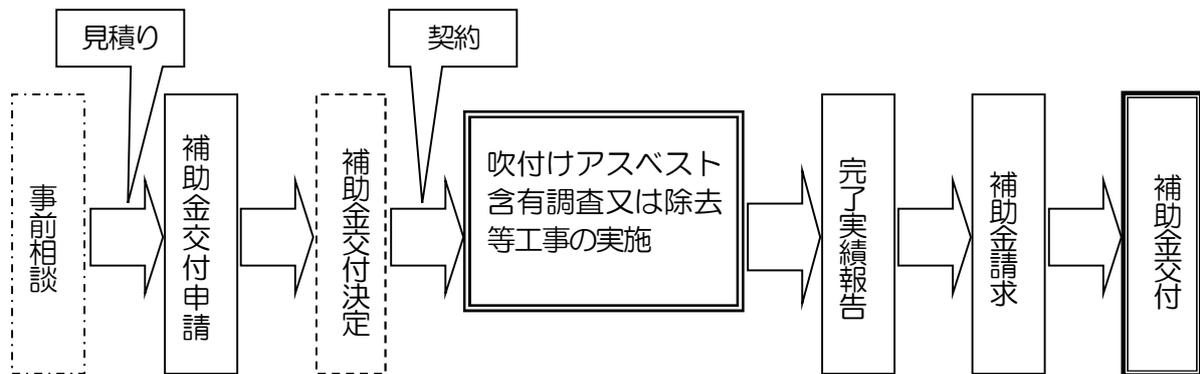
＜建築物石綿含有建材調査者とは？＞

国土交通省の「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」に基づく講習を受講した、建築物におけるアスベスト含有建材の使用実態の調査を中立かつ公正に行う専門家です。「建築物石綿含有建材調査者」の一覧は、(一財)日本環境衛生センターのホームページで御覧になれます。

※3 吹付けアスベストのほか、含有するアスベストの重量比が0.1%を超える吹付けロックウールが対象となります。

※4 事業に要する費用のうち、消費税及び地方消費税は補助の対象になりません。

2 助成事業の流れ



※ 工事の契約や着手の前に、補助金の交付決定を受ける必要があります。申請に当たっては事前に、建築安全推進課まで御相談ください。

3 受付開始日

令和3年4月1日（木）

※ 予算がなくなり次第受付を終了します。

4 受付・お問合せ先

京都市都市計画局建築指導部建築安全推進課（京都市役所分庁舎2階）

（住 所）〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

（電 話）075-222-3613

（FAX）075-212-3657

（ホームページ）<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/54-14-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

京都市 アスベスト 検索



（二次元コード）

